

世帯主と別居の DV 被害者も 給付金(10万円/人)を 受け取れます！

配偶者からの暴力を理由として別居している世帯にも、特別定額給付金が支払われます。ただし、手続きが必要ですので参考にしてください。

1

4月30日(木)までに、(過ぎても大丈夫ですが、できるだけ早く!)
市区町村の窓口※申出書を提出(※DVで避難していることを申し出るもの)

添付書類として

- 婦人相談所、配偶者暴力相談支援センター等が発行する証明書、または、
- 市町村が発行する DV 被害申出確認書、または、
- 保護命令決定書の謄本又は製本 が必要です。

・同伴者がいる場合は同伴者についても記載が必要。

5月1日(金)～5月8日(金)で、申出書にもとづき、市町村間の連絡調整が行われる。

2

給付金の申請を行う(申請時期は未定)

詳細は総務省のHPにも掲載されています。

朗報!

生活保護世帯も給付金!

政府は、特別定額給付金について、生活保護世帯が受給した場合でも、収入認定しないことを決定しました。日本共産党や全生連など市民団体が強く求めていました。